

# 未定稿

## 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

(平成29年9月14日時点)



「コスモスと遊ぶ妖精たち」 八街市立笹引小学校 石毛 麻央 さん

平成29年3月策定予定

千葉県教育委員会



# 案

～障害のある子供と障害のない子供が共に学び合い、  
生き生きと豊かに生きることができる教育を目指して～

特別支援教育の制度は、平成19年度から始まりました。この制度により、これまでの特殊教育の対象に知的な遅れのない発達障害も加え、全ての学校において特別支援教育が実施されることとなりました。

千葉県教育委員会では、平成19年3月に千葉県特別支援教育推進基本計画を策定し、障害のある子供一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指して、10年間の方向性を示し、施策を展開してきたところです。

この間、国においては、障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者施策や特別支援教育に関して様々な国内法の整備が行われました。

一方、千葉県教育委員会では、平成27年2月に第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。この計画の中で、特別支援教育について、早期から卒業後の暮らしまでを一体的に再構成して充実させ様々な困難への支援について取組の充実を図ることとしました。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組で得られた成果と新たな課題への対応を含め、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

そして、「教育立県ちば」の実現を目指して本県の特別支援教育の基本的な考え方を以下の3点としました。

- 障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加することができるように、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指す。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指す。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人とともに社会をつくるための基礎を培う教育を目指す。

特別支援教育の充実は我が国が目指す共生社会の実現の基礎となります。障害のある人も障害のない人も相互に個性を尊重し合う社会を目指します。

すべては子供たちのために。

平成29年3月

千葉県教育委員会



# 目次

はじめに .....	
第1章 計画策定について	
第1節 特別支援教育に関する動向.....	1
第2節 特別支援教育推進の理念.....	5
第3節 計画の策定 .....	6
第4節 第1次計画の概要.....	7
第2章 第1次計画策定後の取組と評価	
第1節 第1次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状.....	10
第2節 第1次計画の評価と今後の課題.....	35
第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組	
第1節 本県の基本的な考え方と目指す姿.....	43
第2節 主な施策と取組 .....	45
I 早期からの教育相談と支援体制の充実 .....	45
取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実 .....	45
取組2 適切な就学の相談支援の充実 .....	46
II 連続性のある多様な学びの場と支援の充実 .....	48
取組1 地域で共に学び育つ教育の推進 .....	49
取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進 .....	50
取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実 .....	52
取組4 高等学校における特別支援教育の充実 .....	53
取組5 ICTを活用した教育の推進 .....	54
取組6 特別支援学校が有する多様な機能の活用 .....	55
取組7 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実 .....	62
III 特別支援学校の整備と機能の充実 .....	64
取組1 特別支援学校の計画的な整備 .....	64
取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備 .....	67
取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実 .....	68
IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実 .....	70
取組1 キャリア教育と職業教育の充実 .....	70
取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築 .....	71
取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築 .....	73
取組4 障害者への学びの支援 .....	74
取組5 障害者に対する理解の普及啓発.....	74
V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上 .....	75

取組 1	特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進	75
取組 2	特別支援教育に関する研修の充実	77
取組 3	異校種間の計画的な人事交流の推進	79

#### 第4章 計画推進体制と進行管理

第1節	計画推進体制	80
第2節	進行管理	80
第3節	点検評価	80

#### 関係資料

1	計画策定までの経緯	81
2	各部会の委員名簿	82
4	パブリックコメントや関係機関等の主な意見	83
4	関係法令、関連条例、関係報告、関係施策等の抜粋	84
5	用語解説	85

千葉県特別支援教育に関するデータ集

# 第1節 特別支援教育に関する動向

## 1 障害者施策に関する内外の動向

### (1) 国際社会の動き

○第二次世界大戦後、国際連合（以下「国連」という。）は、障害者の人権及び基本的自由を保護し、固有の尊厳の尊重を促進するために障害者施策を推進し、ノーマライゼーションの進展に大きく影響をもたらしてきました。

○2006年（平成18年）12月には、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、国連総会で採択され、2008年（平成20年）5月に発効しました。

### 障害者権利条約

(1) 前文と50の条文及び末文で構成され、およそ以下のような内容が示されています。

- ① 一般原則：障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- ② 一般的義務：合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等
- ③ 障害者の権利実現のための措置：身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会的権利について締結国がとるべき措置等を規定。社会的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- ④ 条約の実施のための仕組み：条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

(2) 教育については以下のように示されています。

#### 第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包括するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

(2) 国の動き

- 我が国の障害者の自立と社会参加を目指す取組は、国際社会の動きと呼応する形で進展してきました。
- 平成15年度(2003年度)から平成24年度(2012年度)を期間とする「障害者基本計画」(「第2次計画」)では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の下に、障害のある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しました。
- 平成16年(2004年)には、「障害者基本法」の改正がありました。この改正では、基本的理念として障害を理由とする差別の禁止や、障害者の日を障害者週間に改めることなどとともに、「教育における相互理解の促進」が改正点として示されました。
- 平成19年(2007年)9月、「障害者権利条約」に署名し、平成20年(2008年)に発効しました。
- 平成23年(2011年)、障害者基本法は一部改正され、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。教育に関しては同法第16条に規定され、障害のある子供とない子供とが共に学ぶことや、相互理解を促進すること、またそれに必要な環境整備に関する義務が示され、共生社会の実現に向けて教育の果たす役割が明示されました。
- 平成25年(2013年)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定されました。この法律によって、障害を理由に行われる差別や権利を害する行為が禁止され、国や地方公共団体に対して具体的な対応策をとることが義務付けられました。
- 平成26年(2014年)1月20日、「障害者権利条約」を批准しました。
- 平成28年(2016年)4月1日、「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者基本法

第2章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策  
(教育)

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
  3. 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
  4. 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。



(3) 千葉県の動き

○平成18年(2006年)10月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されました。この条例では、行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の県民が、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目指しています。(平成19年7月1日施行)

○平成27年(2015年)3月、「第五次千葉県障害者計画」が策定されました。この計画は、平成21年1月に策定された「第四次千葉県障害者計画」(平成21年度～平成26年度)に引き続き、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るために策定する計画で、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象とした計画となっています。また、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉計画(=障害福祉サービス量を定めた計画の第4期計画)を包含する計画ともなっています。

2 特別支援教育に関する動向

(1) 国の動き

○平成18年(2006年)6月、「学校教育法の一部を改正する法律」が成立しました。

○平成19年(2007年)4月、改正された学校教育法が施行され、同年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長が「特別支援教育の推進について」を通知し、我が国の教育に特別支援教育が位置づけられました。これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。

また、特別支援教育は、我が国が目指す共生社会を目指す上で、その基礎をなすものであ

るとも明記されています。

○平成24年(2012年)、中央教育審議会が、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をまとめました。

○平成25年(2013年)、報告を踏まえ学校教育法施行令の一部改正を行い、障害のある児童生徒等の就学の手続きについて、特別支援学校への就学を原則としたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から就学先を決定することとしました。

## (2) 千葉県教育委員会の動き

○平成19年(2006年)3月、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。(詳細については、後述)

○平成24年(2012年)に、平成19年に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」の進捗状況を「中間評価と今後の推進について」として取りまとめました。「千葉県特別支援教育推進基本計画」は、5年から10年の中・長期的な計画として策定され、推進期間を平成19年度から平成28年度の10年間としており、前半5年を経過した平成24年度において計画の見直しや修正を行いました。この中間評価では、「それぞれの取組にまだ課題はあるが、いずれも量的な伸びと質的な充実が図られており、本県の特別支援教育は着実に進展してきている。」との結論を得ました。その後も、今後の計画推進の在り方について検討するとともに、調整が必要なこと等、課題を明らかにしてきたところです。

## 第2節 特別支援教育推進の理念

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

### 特別支援教育の理念

- (1) 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握しその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- (2) これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- (3) 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、わが国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

<引用> 「特別支援教育の推進について (H19.4.1 文部科学省通知)」

共生社会においては、全ての国民が障害の有無、文化、人種等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう姿が求められます。そこに至るまでには、障害のない人が、障害のある人に対する理解を深めていく必要があります。また、障害のある人も、その持てる能力や可能性を発揮して、自立し社会参加するための力を養っていくことも必要です。

そして、理解を深めることや力を発揮していくことについては、教育の分野でも力強く実践されなければならない、まさに特別支援教育の推進こそ、その役目を果たすことのできる最も効果的な方法であると言えます。

千葉県で学び育つ子供たちが将来において、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重しあえる豊かな感性を持ち、その力を発揮していく人材として育む上で、特別支援教育の推進・充実は、極めて重要なものと言えます。

# 第3節 計画の策定

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

## (1) 策定の趣旨

千葉県では、ライフステージに応じた適切な支援の充実を図り、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加の実現を目指すために、本県の特別支援教育の総合的な基本計画である「千葉県特別支援教育推進基本計画」(以下「第1次推進基本計画」という。)を、平成19年度に策定し推進してきました。

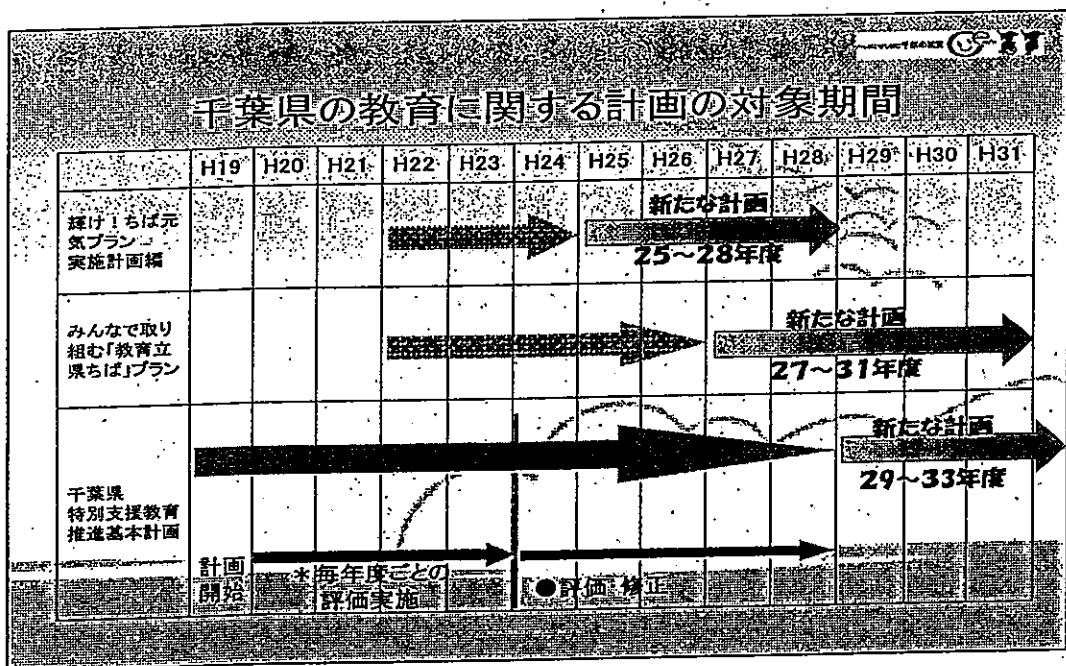
平成28年度には第1次推進基本計画の計画期間である10年が経過することから、第1次推進基本計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

## (2) 計画の性格

- ①千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、その推進に必要な取組の指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的計画
- ②千葉県総合計画「新 輝け!ちば元気プラン」、「第5次千葉県障害者計画」と連携を図りつつ、千葉県教育の基本計画である「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(平成27年度～31年度)のもとで、特別支援教育に関する個別的かつ具体的な計画
- ③5年後、10年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行うなど機動性のある計画

## (3) 計画の期間

社会の変化は、これまで我々が経験したことのない速さで、かつ大きな動きとなっており、また、千葉県教育の基本計画である「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が5年間の計画となっていることから、計画の期間を平成29年度から33年度までの5年間とします。



# 第4節 第1次推進基本計画の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

## 1 「千葉県特別支援教育推進基本計画（第1次計画）」について

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画を策定することとしました。

### (2) 計画の性格及び策定方針

- ①5～10年の中・長期的な計画として策定しました。
- ②障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画となっています。
- ③すでに策定された、県の関係する計画（「あすのちばを拓く10のちから」等）で示された基本的な事項を踏まえ、タウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行いました。

### (3) 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成19年度から平成28年度の10年間です。基本計画の実現を図るため、適宜計画の見直しや修正等を行います。なお、各事業については、今後実施計画を立てて施策展開を図ることとしました。

**千葉県特別支援教育推進基本計画**  
～障害のある子一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指して～

千葉県特別支援教育推進基本計画の作成・活用

1. 学齢での支援  
2. 校外生活での支援  
3. 校外生活での支援

1. 学齢での支援  
(1) 障害特性と学習の促進  
障害のある児童生徒の学びにこそ個性に配慮した支援や、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が重要です。学校全体で支援しています。  
そのためには、通常の学級の担任をはじめ関係機関、特別支援教育の専門家等との連携が重要です。  
一人一人の障害の程度に応じた支援の充実を図ります。  
また、子どもたちの障害の程度についての研究を進めたり、パンフレットを作成するなど、理解促進を図ります。

(2) 生涯学習の推進  
障害のある児童生徒の学習への意欲を高めるには、「わがま優先」の達成が重要となります。通常の学習における教員の適切な配慮や、チーム・キーパーソン、多人数制の活用、学習者の状況に応じた指導の工夫及び学習者の工夫により対応することが重要であることを踏まえ、関係機関に連携して取り組むこととします。

2. 校外生活での支援  
通常の学業に付随する活動、小中学校では（特別チーム）、高等学校では（特別チーム）が中心となります。長期には、短期間（短期チーム）の支援、多人数制、多人数制、多人数制の活用、学習者の状況に応じた指導の工夫及び学習者の工夫により対応することが重要であることを踏まえ、関係機関に連携して取り組むこととします。

3. 校外生活での支援  
通常の学業に付随する活動、小中学校では（特別チーム）、高等学校では（特別チーム）が中心となります。長期には、短期間（短期チーム）の支援、多人数制、多人数制、多人数制の活用、学習者の状況に応じた指導の工夫及び学習者の工夫により対応することが重要であることを踏まえ、関係機関に連携して取り組むこととします。

平成19年3月  
千葉県教育委員会

「千葉県特別支援教育推進基本計画」(第1次計画)  
(平成19年3月)

(4)「千葉県特別支援教育推進基本計画」の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

【本県障害児教育の現状と課題】

- 早期からの相談支援体制の整備
- 小・中学校の特殊学級等における指導の充実
- 通常の学級における、LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある児童生徒に対する支援の充実
- 養護学校における児童生徒の増加への対応
- 盲・聾・養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化への対応
- 高等部卒業後の就労支援の充実
- 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- 教員の専門性の維持・向上

【特別支援教育の基本的な考え方】

- ①すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。
- ②地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。
- ③自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。

【計画策定の趣旨】

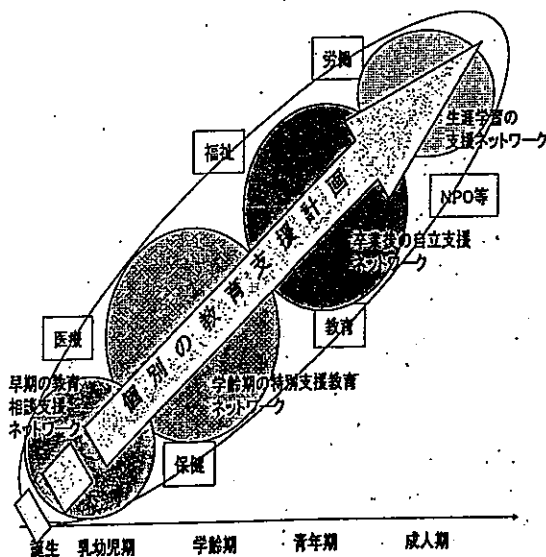
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行う。

【基本計画の策定方針】

- 5年から10年の中・長期的な計画として策定する。
- 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援と関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画とする。
- 「あすのちばを拓く10のちから」等、本県の福祉関連計画とタウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行う。

【基本計画のテーマ】

- I 基本計画策定について
- II 本県における障害児教育の現状と課題
- III 本県の特別支援教育の基本的な考え方
- IV 早期の教育相談支援体制の整備
- V 小・中学校における特別支援教育の整備・充実
- VI 今後の特別支援学校の新たな機能の構築
- VII 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- VIII 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- IX 学校と教員の専門性の維持・向上



(5)「千葉県特別支援教育推進基本計画」のライフステージごとの計画

ライフステージ	計画のポイント	支援体制の仕組み等
1 早期の教育相談支援体制の整備	(1) 障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実 ・関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備等 (2) 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・市町村教育委員会が行う就学相談における、県教育委員会からの必要な情報提供等	○ 早期の教育相談支援の充実 ・特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携 ・地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築 ○ 「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・就学相談の実施 ・市町村の就学事務担当者への助言、研修、認定学者制度の周知
2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実	(1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実 ・授業（指導法）の工夫等 (2) LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含む、障害のあるすべての児童生徒に対する適切な教育的支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実 ・特別支援教育支援員等による支援等 (3) 学校を支える支援システムの整備 (4) 「交流及び共同学習」の推進 (5) 「特別支援教室（仮称）」構想の検討	○ 学級での支援・指導方法の工夫等 ○ 校内体制による支援 ・特別支援教育支援員等による支援等 ○ 校外からの支援 ・市町村の「専門家チーム」、「巡回相談」の整備 ・通級指導教室担当者や特別支援学校からの巡回による指導等 ○ 「交流及び共同学習」のモデル事業の実施 ○ 「特別支援教室（仮称）」構想の検討
3 特別支援学校の新たな機能の構築	(1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実 ・喫緊の課題である、児童生徒増による過密化、長時間通学の解消 ・複数の障害に対応した特別支援学校の配置・整備 ・特別支援学校のセンター的機能の充実等 (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 ・障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成・実施評価の充実等 ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究の推進等	○ 小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等の設置 ○ 特別支援学校の「全県型」、「地域型」の位置づけと役割 ○ 地域のセンター的機能の充実 ○ 特別支援教育に係る地域支援ネットワークの構築 ○ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実 ・「個別の教育支援計画」「個別指導計画」に基づく指導の充実 ・「交流及び共同学習」の推進 ・「自閉症」に対する教育内容・方法の実践研究、教育課程の編成や校内体制の整備等
4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	(1) 生徒の多様な教育的ニーズに応じた後期中等教育の充実 ・卒業後の自立を目指す地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等設置の検討 ・特別支援学校における職業教育の充実 (2) 個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの構築 (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり	○ 将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実 ・障害の重い生徒の地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置についての検討 ・就労を目指す生徒の職業教育の充実 ○ 教育、福祉、労働等の関係機関による就業支援ネットワークの構築 ○ 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり ・高等学校の教員の理解啓発、等
5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	(1) 学びの機会と場の充実 (2) 特別支援学校の地域における生涯学習機能の役割 (3) 生涯学習支援ネットワークの構築	○ 地域の人々との交流が行える機会や場づくり ○ 特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした社会資源としての機能 ○ 生涯学習機関、企業、NPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築
6 学校と教員の専門性の維持・向上	(1) 学校や教員の専門性の維持・向上 (2) 「特別支援学校教諭免許状」の保有率の一層の向上 (3) 特別支援学校における、「センター的機能の充実のための教員」の配置 (4) 異校種間の人事交流の推進 (5) 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用	○ 総合教育センターや特別支援学校における現職研修の充実 ○ 特別支援学校のセンター的機能の向上 ○ 総合教育センター特別支援教育部の機能の充実 ○ 幼稚園、小・中学校、高等学校の教員への認定講習の受講機会の拡大 ○ 小・中学校、高等学校、特別支援学校間の相互の人事交流の一層の促進 ○ 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用

